

サンプル問題	事前通知		アレンジ度	☆☆
	素材とした過去問	平成17年第16問		

登記の申請において、登記識別情報の提供ができない場合にされる登記義務者に対する事前通知（登記の申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときはその旨の申出をすべき旨の通知をいう。以下本問において同じ。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 所有権以外の権利に関する登記の申請において、登記識別情報の提供ができない場合に、当該申請の代理人となった司法書士が、当該申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報を提供したときは、事前通知に代えて、登記の完了後に、当該登記義務者に対して当該登記の申請があった旨の通知がされる。
- イ 事前通知に対し、法務省令で定められた期間内に登記義務者から申請の内容が真実である旨の申出がされた場合であっても、登記官が申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めたときは、登記原因証明情報が提供されていなくても、登記官は、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。
- ウ インターネットを利用した申請がされた場合であっても、事前通知は書面によってなされる。
- エ 所有権に関する登記の申請がなされた場合において、登記義務者であるA株式会社の住所について変更の登記がされているときは、登記官は、登記の申請があった旨の通知を現在の住所にあてて発するほか、前の住所にあてても発しなければならない。
- オ 外国に住所を有する登記義務者Aが、法務省令で定める期間内に申出をすることができない場合において、Aから申請に係る不動産の管理処分等の一切の権限を授与された代理人Bが、その授権を公正証書等の権限を有する官公署の作成した証書により証明し、当該代理人あてに事前通知書を送付してほしい旨の申出をしたときは、Bに対して事前通知がされる。

- 1 アイ            2 アウ            3 イエ            4 ウオ            5 エオ